

2024 年度

第十八回全日本高校模擬国連大会・予選会

議題解説書

(Background Guide)

【議場】 国際連合総会本会議

【議題】 国際連合安全保障理事会改革

The question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and other matters related to the Council

目次

会議監督より	4
はじめに：議題解説書の手引き	5
議題解説書の構成	5
議題解説書の位置付け	5
表記について	6
第一章：会議設計	7
議場設定	7
議題説明	7
第二章：安保理の成り立ちと構成	9
二度の大戦と国連の設立	9
安全保障理事会とその理事国の権限	10
安全保障理事会の構成	10
概論	10
非常任理事国の選出方法	12
理事国の権限	13
コラム：安保理の限界と課題	15
平和のための結集決議	15
ロシア＝ウクライナ情勢	16
イスラエルによるガザ侵攻	17
第三章 安保理改革史	19
議席拡大の歴史：1960 年代.....	19
改革の機運：1990 年代から 2000 年代.....	19
議論の停滞と現在：2010 年代から現在.....	22
第四章：論点解説	24
安全保障理事会の議席拡大について	24
安全保障理事会の非常任理事国議席の拡大について	24
今後の作業計画について	26
安全保障理事会の作業方法の改善について	28
安全保障理事会会合の透明性・開放性の拡大について	28
今後の作業計画について	30

アウトオブアジェンダ	31
第五章 会議準備の手引き	32
国益を考えるにあたって	32
有益な資料	33
参考文献	34

会議監督より

新型コロナウイルスの感染拡大から早 4 年以上、ロシアによるウクライナへの侵攻、そしてイスラエルによるガザ地区への侵攻など、2020 年代はその前半だけでも混迷を極め、国際連合の存在意義が厳しく問われています。設立当初に企図されていた国際的な集団安全保障機能は十分に果たされていると言えず、さらには安全保障理事会の理事国自身が紛争の当事者となり、安全保障理事会という合議体はみずからを国際社会における指導的な地位から引き摺り下ろしているようにも思われます。現在の国際連合とそして安全保障理事会に寄せられるこうした批判や指摘を、みなさんはどう受け止め、どう理解するでしょうか。

模擬国連という活動は、理想のように見える空想を振りかざすための演台ではありませんし、無批判にただこれまでの歴史をもう一度なぞる演劇の舞台とも異なります。模擬国連活動を通して、現今の国際社会が直面する課題について、地面を両足で踏みしめながら、鋭いまなざしで地平の向こうを見据えて、走り出してください。今会議で参加者の皆さんに求めるのは、理想と現実の狭間で限界まで解決の途を探り、国際社会を前進させようとする揺るぎない信念とその実践です。

これから会議までの日々、そして会議当日においても参加者の皆さんは大いに考え、悩むことになるでしょう。そのような日々にも挑もうとするみなさんを心より尊敬します。まさに現実の国家が直面する課題に向き合い、ものごとを批判的に捉え、そして解決策を探るという道のりは険しくも有意義なものとなるはずです。「模擬国際連盟」のはじまりから数えて 101 年目の本年、この模擬国連会議の場において、安易な道に逃げ込むことなく正面から議論を繰り広げ、ひたむきに交渉する皆さんの姿に期待しています。

総会議監督 大野秀征

はじめに：議題解説書の手引き

今回の会議では、国連総会を議場として、「国連安全保障理事会改革」（以後「安保理改革」）という議題が設定されている。本書では、安保理・そして国連の問題の所在とその経緯、また安保理の歴史的な側面を中心にまとめている。後半では論点の解説に加えて、会議への準備についての手引きを記しているため、よく読み込んでいただきたい。

0.1 議題解説書の構成

この議題解説書は、本章と参考文献を除き 5 つの章から構成されている。第一章で会議設計について概説したのち、第二章では安保理自体の歴史と構成に、第三章では安保理改革の歴史について概観している。これらを受けて、第四章では今会議の論点について基本的な解説を加えている。また、最終の第五章には会議準備における基礎的な方針を掲載した。

なお、この議題解説書に記されている内容はいずれも会議の参加にあたり必要不可欠であるため、まずは第 1 章から順に通読することを推奨する。

0.2 議題解説書の位置付け

今会議において、議題解説書は参加者諸君にとって公平な会議への準備のための導入的役割を果たすことを期待するものであり、会議の参加に必須と思われる基本的な事項を記したにすぎず、個別の立場や見解については、特段触れていない。そのため、参加者諸君が各国大使として準備を進めるにあたっては、本書の内容を会議準備の前提知識として理解した上で、自分の担当する国、または属するグループがどのようなスタンス・国益・外交関係を有しているのか、あるいは自国が抱える問題や課題などについて、追加で調査し、考察を深める必要がある。

「安保理改革」という議題へ向き合うには、会議準備・会議中いずれにおいても国連憲章に立ち返ること・国連文書等の一次資料にも多く触れることが必要であるところ、本書ではこれまでの議題解説書よりも一層原典の明示を増やしている。また、今会議で参加者諸君が向き合うのは現今の国連が抱える課題であるから、従来以上に鋭い洞察と深い思考が求められるところ、諸君の思考を深め、洞察を研ぎ澄ますべく、脚注・参考文献を充実させた。

参加者諸君においては、以上のことに留意した上で、本書を余すところなく使いたおされたい。

0.3 表記について

国・地域の名称について、日本語の表記は 2024 年 7 月現在の外務省の表記に倣うこととする。また、人物・国・地域の名称については、アメリカを「米」、ロシアを「露」など、慣習的な略称を用いることがある。

なお、特段のことわりがない場合、引用される国際連合憲章の日本語訳は国際連合広報センターの国連憲章テキストによる。

第一章：会議設計

本章では、今会議の設計について解説する。当日の議事進行にかかる詳細な規則等については、後日配布する資料を参照のこと。

1.1 議場設定

議場：国際連合第 79 期総会本会議

議題：国連安全保障理事会改革(The question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and other matters related to the Council)

大論点 1：安全保障理事会の議席拡大について

小論点 1：安全保障理事会の非常任理事国議席の拡大について

小論点 2：今後の作業計画について

大論点 2：安全保障理事会の作業方法の改善について

小論点 1：安全保障理事会会合の透明性・開放性の拡大について

小論点 2：今後の作業計画について

開催日時：2024 年 9 月 24 日以後¹の第 79 会期中いずれかの日程

使用可能情報：2024 年 8 月 2 日までの情報

1.2 議題説明

今回の議場は国際連合の総会である。議題は前述のように、いわゆる「安保理改革」と呼ばれるものであるが、設定日時が現在（正確には若干の未来）となっていることに注意していただきたい。

¹ 国際連合総会が公開した情報(A/INF/77/1 <https://digitallibrary.un.org/record/3958441?ln=en&v=pdf>)より、2024 年度の一般討議の開始以後とする。

また、使用可能情報の期限と開催日時の間に時間的な差があるが、これは今会議の選考的側面における公平性を担保するための手段であって、使用可能情報の期限以後の出来事に関して推定という形で言及することを妨げるものではない。とくに、2024 年の国連総会一般討議の直前には未来サミット（後述）が予定されているが、現実世界における今会議の実施日程はいずれもこの未来サミットよりも前と予定されているところ、未来サミットの議論結果は今会議の議論には反映されないものとみなす。

論点については、模擬国連会議における従来の安保理改革に関する議論及び弊協会主催の第四回全日本高校模擬国連大会における論点²²から、会議設計上意図的にいくつかの争点を排除した。安保理改革に関する文脈を誠実に考慮するにあたって、今会議においてこれら排除された争点について一切の言及を禁じるものではないが、参加者諸君においてはあくまでも論点の構成に則った議論・交渉・成果文書が要求されていることを十分に自覚した上で会議に臨みたい。

以上のことを十分に理解した上で、参加者諸君が、安保理をはじめ国連が現在直面している課題へ真摯に向き合い、現実的な解決への道を模索することを大いに期待する。

²² 詳細については、グローバル・クラスルーム日本委員会. (2010). 「第四回全日本高校模擬国連大会 議題概説書（Background Guide）」.を参照のこと。

第二章：安保理の成り立ちと構成

本章では、安保理の成り立ちと構成について概観する。

2.1 二度の大戦と国連の設立

第一次世界大戦中、当時のアメリカ合衆国大統領 W.ウィルソンは「14 か条の平和原則（Fourteen Points）」において、大規模な常設の国際平和維持機構の必要性を訴えた。この呼びかけに呼応する形で、戦後開かれたパリ講和会議は国際連盟規約を作成し、これをベルサイユ条約に組み入れた。この条約の発効に伴い、世界初の普遍的な国際機関である国際連盟（League of Nations）が設立された。

国際連盟は総会・理事会を主要な議決機関として集団安全保障による平和維持を目的に活動することになった。しかし、アメリカは議会が反対した結果連盟には不参加、さらに侵略に対する制裁のための軍事力の不保持、総会の全会一致制による決議の迅速性・有効性の不担保などから、国際連盟は集団安全保障機能を十全に発揮できず、理事国の脱退が相次ぎ、第二次世界大戦が勃発する。

第二次世界大戦中の 1941 年 8 月、米大統領 F.ルーズヴェルトとイギリス首相の W.チャーチルは大西洋上で会談し、両国の基本的な理念において一致し、大西洋憲章を発表した。憲章に掲げられた基本的な理念にはソ連も同意し、次いで 1942 年には理念の具体的結実として、生命・自由・独立及び宗教的自由の擁護、人類の権利及び正義の保持などをうたう「連合共同宣言（Joint Declaration by the United Nations³）」が連合国 26 カ国の署名によって発布された。

³ 現在「国際連合」を意味するこの表記は、この共同宣言において初めて公式に用いられた。

1944 年にはワシントン D.C.郊外のダンバートン・オークスで二度の会議が開催され、国際連合憲章（以後「国連憲章」）の草案が作成された。この草案の時点で安全保障理事会（以後「安保理」）とその常任理事国の基本的な構成については妥結し、次いで 1945 年の 4 月から 6 月にかけて開催された「国際機構に関する連合国会議（United Nations Conference on International Organization : UNCIO）」において国連憲章が採択され、国際連合（以後「国連」）は 1945 年 10 月 24 日に正式に設立された。

2.2 安全保障理事会とその理事国の権限

本節では安保理の構成や理事国の権限について解説する。

安全保障理事会の構成

概論

国連憲章第 23 条は安保理の構成について以下の通り定めている。

第 23 条

1. 安全保障理事会は、15 の国際連合加盟国で構成する。中華民国、フランス、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国は、安全保障理事会の常任理事国となる。総会は、第一に国際の平和及び安全の維持とこの機構のその他の目的とに対する国際連合加盟国の貢献に、更に衡平な地理的分配に特に妥当な考慮を払って、安全保障理事会の非常任理事国となる他の 10 の国際連合加盟国を選挙する。
2. 安全保障理事会の非常任理事国は、2 年の任期で選挙される。安全保障理事会の理事国の定数が 11 から 15 に増加された後の第 1 回の非常任理事国の選挙では、追加

の 4 理事国のうち 2 理事国は、1 年の任期で選ばれる。退任理事国は、引き続いて再選される資格はない。

3. 安全保障理事会の各理事国は、1 人の代表を有する。

Article 23

1. The Security Council shall consist of fifteen Members of the United Nations. The Republic of China, France, the Union of Soviet Socialist Republics, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the United States of America shall be permanent members of the Security Council. The General Assembly shall elect ten other Members of the United Nations to be non-permanent members of the Security Council, due regard being specially paid, in the first instance to the contribution of Members of the United Nations to the maintenance of international peace and security and to the other purposes of the Organization, and also to equitable geographical distribution.
2. The non-permanent members of the Security Council shall be elected for a term of two years. In the first election of the non-permanent members after the increase of the membership of the Security Council from eleven to fifteen, two of the four additional members shall be chosen for a term of one year. A retiring member shall not be eligible for immediate re-election.
3. Each member of the Security Council shall have one representative.

23 条の内容をまとめると、以下のような形になる。

	常任理事国	非常任理事国
構成国	アメリカ, イギリス, 中国, ロシア ⁴ , フランス	総会で選出された国 (10 ヶ国)

⁴ 国連憲章上はソビエト連邦が常任理事国であるが一般にロシアはこの地位を承継したと理解される。また、今会議においても国連憲章に記載のソビエト連邦の地位はロシアが承継したとみなす。

任期	無期限	2 年（連続再選不可）
----	-----	-------------

2024 年現在、非常任理事国を務める国は以下の 10 ケ国である。※（）内は任期期限年

アルジェリア（2025）、エクアドル（2024）、ガイアナ（2025）、日本（2024）、マルタ（2024）、モザンビーク（2024）、韓国（2025）、シエラレオネ（2025）、スロベニア（2025）、スイス（2024）

非常任理事国の選出方法

非常任理事国は、国際の平和及び安全の維持とこの機構のその他の目的とに対する国際連合加盟国の貢献に、更に衡平な地理的分配に特に妥当な考慮を払って、総会において国連加盟国の中から加盟国の秘密投票によって選出され、毎年半数ごとに改選される。以下、二つの基準について概観する。

・国際の平和及び安全の維持への貢献度

安全保障理事会の役割は「国際の平和及び安全の維持」であるため、軍事・経済面での国際社会への貢献度は選出基準になるであろう。この指標として明確に提示されたものは存在しないが、軍事力や経済力は有力な指標の一つと考えられている。しかし軍事力や経済力のみ非常任理事国を選ぶ場合、理事国の構成は先進国に大きく偏ってしまうことになるだろう。結果として途上国の理事国入りは難しくなり、憲章において主権平等を掲げる⁵国連における民主性が損なわれる恐れがある。その解決のため、次の点も考慮される。

・地理的衡平性・民主性

⁵ 国連加盟国の主権または地位に関する記述は随所に見られるが、最も基本的な理念については憲章第 2 条を参照されたい。

地理的衡平性とは、「議席の分配を国連加盟諸国の地理的位置関係に基づいて平等に行う」という基準である。これに従って、現在の慣習的な非常任理事国の議席分配は以下のように行われている。

- アフリカ(African Group)3 カ国
- アジア太平洋(Asian Group)2 カ国
- ラテンアメリカ・カリブ地域(Latin American and Caribbean Group : GRULAC)2 カ国
- 西欧・その他(Western European and Others Group : WEOG)2 カ国
- 東欧(Eastern European Group : EEG)1 カ国

また、この観点からも民主性に対して問題が投げかけられる。例えば、安保理の扱う議題の多くがアフリカに集中しているが、これに基づいて一定数のアフリカ諸国が非常任理事国に選出されることは、安保理の意思決定プロセスにおける民主性を確保する上で重要となる。

理事国の権限

ここでは安保理の理事国が持つ権限について、常任理事国と非常任理事国それぞれに分けて解説する。

1. 常任理事国の持つ権限

常任理事国（Permanent five : P5）には、以下のような権限が与えられていると解される。

- 国連憲章によって規定されている主な特権
 - 拒否権⁶を有する(第 27 条 3 項)
 - 国連憲章の改正案批准を拒否すること(第 108 条)
- 慣習的な特権
 - 経済社会理事会(第 10 章) の理事国に必ず選出される

⁶ 拒否権に関する正確な記述はコラムを参照のこと。なお、今会議では論点として扱わない。

- その他全ての機関、委員会のメンバーとなれる
- 事務総長の選出、事務局の上層部の役職任命に対しては常任理事国の同意が求められる
- 総会副議長・事務次長などの重要ポストが確保されている
- 国際司法裁判所判事の任免権を有する

2. 非常任理事国の持つ権限

非常任理事国（Elected 10 : E10）には、上記のような常任理事国が有する特権はないものの、理事国として安保理の意思決定に参加し、議論に関する情報を得ることができる。この制度は、たとえ小国であったとしても安保理の議論・交渉に参加する機会を与えるという点において、安保理における民主制を一定担保することができるという利点がある。また、安保理は常任・非常任理事国双方を合わせてもわずか 15 カ国から成る会議体であるため、議論・交渉の上でも一国一国の立ち振る舞いと決断がきわめて重大な意味を持つ。

しかし、常任理事国と非常任理事国の情報量、権限の差はきわめて大きいと言われているのもまた事実である。また、安保理では世界全体にとって重要な問題が話し合われているのにも関わらず、常任理事国間の非公式協議での議論が多い。それゆえ、その内容を非安保理理事国が知ることは難しいとも言われている。⁷

⁷ 詳細は第四章を参照のこと。

コラム：安保理の限界と課題

本項では、安保理の限界が露呈した事項を扱いつつ、今会議において争点とは設定されていない拒否権についても、参考のために概説する。

平和のための結集決議

1945 年の国連創設以降、枢軸国という共通の敵を失った連合国の間ではイデオロギーの対立により協力関係に亀裂が生じ始めた。特に資本主義と社会主義のイデオロギー的対立はアメリカとソ連の間で顕著にみられ、冷戦と呼ばれる対立構造に発展して行くことになる。そのような背景から、安保理ではソ連による拒否権の発動が多くみられた。

1950 年 6 月に突如始まった朝鮮戦争に対して、安保理は多国籍軍⁸の派遣を速やかに決定した。このような決定が実現したのは、当時ソ連が安保理をボイコットしていたがゆえであり、アメリカはソ連の復帰により安保理が再び機能不全に陥る可能性を懸念し、総会の権限強化を目的として提出された決議が総会決議 377A⁹であり、これを一般に「平和のための結集」決議（Uniting for Peace Resolution）と呼ぶ。この決議の主な内容は以下の通りである。

- 常任理事国の一致が取れず安全保障理事会がその第一義的責任を果たせない際は、以下の二つの手段のうちいずれかを用いて 24 時間以内に総会緊急特別会期（Emergency Special Session : ESS）を要請することができる。
 1. 安保理理事国のうち 9 ヶ国以上の賛成（1966 年の安保理の非常任理事国の議席拡大に応じて必要賛成数も増加）
 2. 総会において加盟国の過半数の賛成
- また、総会緊急特別会期では「必要に応じて武力の使用を含む集団的措置」に関する議論及び勧告を行うことができる。

以上からわかる通り、総会緊急特別会期は安保理の機能を完全に代替するわけではない。

なお、現在においても第 10 会期（パレスチナ問題：1997 年-）、第 11 会期（ロシアのウクライナへの侵攻：2022 年-）は継続中である。

ロシア＝ウクライナ情勢

安保理が機能不全と評される事態に陥った直近の事例としては、まず、ロシアによるウクライナ侵攻が挙げられる。先述した通り、ロシアは常任理事国であり、拒否権を有している。そのため、ウクライナ侵攻に関わる安保理の決議はロシアの拒否権行使によって採択阻止されてしまった。

遡れば、2014 年にロシアがクリミア併合を行った際から国連はロシアの行動の正当性を非難してきた。ウクライナ侵攻直前の 2022 年 1 月 31 日から、安保理ではウクライナ情勢の悪化をめぐって討論が行われており、各国代表はロシアに対し、ウクライナへの攻撃を行わないように呼びかけていた。しかし、2 月 24 日にロシアは「特別軍事作戦」の名の下、ウクライナへの侵攻を開始した。これに対し、安保理は 25 日にロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める決議案の表決を行ったが、先述のようにロシアの拒否権行使によって採択されなかった。こうしてロシアの拒否権により行動不能となった安保理は、国連総会に対し ESS の開催を要請した。

安保理の要請によって召集された ESS では、約 1 年間の間に 6 本の決議が採択された。これには、ロシアの攻撃を侵略と認定すること、国際人道法及び国際人権法を尊重すること、ロシアの人権理事会理事国資格を停止することなどが含まれていた。しかし、これらの決議はあくまで勧告にとどまり、安保理決議のように法的拘束力を持たない。人権理事

⁸ 国連軍と表記されることもあるが、国連憲章第 42 条に従って組織される「国連軍」とは異なることに注意されたい。

⁹ A/RES/377 A (<https://digitallibrary.un.org/record/666446?ln=en&v=pdf>)

会資格に関する決議が採択された際はロシアが人権理事国の資格を放棄したが、あくまでも自発的な行為である。さらに、先述した 6 本の決議についても、議論が進むごとにその賛成数は次第に減少し、ついには全加盟国の半数¹⁰にも満たなくなった。米国を中心にロシアへの経済制裁も続けられているが、結局のところ安保理の要請に基づく集団的な措置が取られなければ、現状を打開するのは難しい。こうして現在に至るまで、ウクライナ侵攻に関する議論は国際社会において膠着している。

イスラエルによるガザ侵攻

二つ目の事例はイスラエル・ガザ情勢である。

2023 年 10 月、イスラエルによるガザ地区への侵攻が始まって以後、これに対する停戦決議は常任理事国の拒否権行使によって採択に時間を要した。2023 年 10 月 7 日にパレスチナ自治区のガザ地区を実効支配するスンニ派ハマスがイスラエルに奇襲攻撃を行った。安保理では、ハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃をうけ、4 本の決議案が審議されたが、いずれの決議案も常任理事国によって拒否権が行使され、否決された。行動不能となった安保理は、国連総会に対し、ESS の開催を要請した。

ESS では、総会決議が採択され、国際人道法にのっとりた文民の保護などが求められた。その後開催された、11 月 15 日の安保理における決議では、人道的一時停止や即時かつ無条件の人質の解放などが求められた。安保理決議採択を受け、カタール、エジプト、アメリカの仲介で人質解放を目的とした戦闘の人道的一時停止が合意に至った。そのため、イスラエルが囚人を釈放し、ハマスも人質を解放した。しかし、12 月 1 日にイスラエルがガザ地区への攻撃を再開したことで、戦闘の一時停止は破られた。

¹⁰ ロシアと関係の深いアフリカ・アジア地域を中心に、棄権する国が増えた。

イスラエルによる攻撃再開を受け、国連事務総長は安保理に対して停戦を求めるように要請を行った。事務総長の要請を受け、安保理では人道的即時停戦を含む決議案が提出されたが、アメリカの拒否権行使により否決された。一方、その後再度要請された ESS では、人道的即時停戦を含む決議案が採択されている。¹¹

2024 年 2 月 20 日に開催された安保理では、再度アメリカが拒否権を行使したが、一時停戦を支持する決議案が提出された。しかし、ロシアと中国による拒否権行使により否決されている。最終的に、3 月 25 日に開催された安保理でイスラム教の断食月ラマダンが終わるまでの即時停戦と、人質の即時かつ無条件の解放などを求める内容の決議が採択された。イスラエルの侵攻から約 6 ヶ月後にして、初めて安保理による停戦決議が採択されたのである。

このように、ESS で停戦決議が採択されてきたのに対して、安保理では常任理事国による拒否権行使によって停戦決議が否決され続けてきた。安保理は、人質解放の面では一定の役割を果たしたものの、常任理事国の拒否権行使により停戦決議の採択まで約 6 ヶ月の期間を要したのである。

¹¹ 総会では、拒否権を行使した常任理事国が総会にその理由を説明するために出席することを求める決議（A/RES/76/262 <https://digitallibrary.un.org/record/3971417?v=pdf>）がコンセンサス採択された。これは総会決議であるため法的拘束力はないが、この決議の内容が誠実に履行されれば、若干ではあるものの、拒否権行使に対する透明性は向上するといえよう。

第三章 安保理改革史

本章では、安保理改革について、その歴史を概観する。

3.1 議席拡大の歴史：1960 年代

1963 年、第 18 通常会期の開始を前に、日本を含む 44 か国が「安全保障理事会及び経済社会理事会の衡平な代表権の問題」を議題に追加するよう要請した。これに従って特別政治委員会¹²において審議が始まり、憲章第 23 条と 27 条を改正して安保理事会の理事国数をそれまでの 11 か国から 15 か国に増員（非常任理事国数を 6 か国から 10 か国に増員）し、理事会での決定に必要な投票数を七票から 9 票にするという特別委員会の勧告が総会本会合に付託、決議 1991 A (XVIII) ¹³として賛成 97、反対 11、棄権 4 で可決され、1965 年の第 20 会期から適用された。

しかし 1965 年のこの改革を最後に、加盟国が 193 カ国となった現在に至るまで、常任・非常任理事国ともに議席の拡大は行われてない。

3.2 改革の機運：1990 年代から 2000 年代

1992 年、非同盟諸国首脳会議をへて、インド・インドネシアらは第 47 期総会にて、第 48 会期における暫定議題として「安保理議席の衡平配分と拡大」を設定することを提案した。次いで第 48 会期では、決議 48/26 によって「衡平な代表性と理事国数の増加及び安保理に関するその他の問題についての作業部会(Open-Ended Working Group to consider all aspects of the question of increase in the membership of the Security Council: OEWG)」の設置が決定され、本格的な議論が始まる。以後、OEWG は安保理改革の問題点を洗い出し、49 会期から 52 会期にかけて報告及び勧告等をおこなった。

¹² 国連総会に当時存在した委員会の一つ。1993 年に A/RES/47/23 により第四委員会と統合した。

¹³ A/RES/1991 (XVIII) (<https://digitallibrary.un.org/record/660522?v=pdf>)

1997 年、第 51 会期の国連総会議長かつ OEWG の議長であったラザリ・イスマイル大使 (マレーシア) が包括的な安保理改革案 (ラザリ案) ¹⁴ を提示したが、これによって安保理改革に関する投票数の問題が顕在化し、改革推進派と阻止派の対立が激化した。結果的に、第 53 会期において OEWG は総会本会議に改革案を上程できなかった。

2003 年、イラク問題¹⁵に直面して国連のあり方が問われる中、K. アナン事務総長は、第 58 会期総会一般討論演説にて、「脅威・挑戦・変革に関するハイレベル・パネル (以後「ハイレベル・パネル」) 」の設置を提唱した。2004 年のハイレベル・パネルは第 59 会期中に報告書「より安全な世界：我々の共有する責任」¹⁶を作成し、安保理改革について二つの案を示した。これを受け、アナン事務総長は 2005 年 3 月に国連改革に関する報告書「より大きな自由をもとめて：全ての人々のための開発、安全及び人権に向けて」¹⁷を公表し、モデル A (常任 6 議席、非常任 3 議席の拡大)、モデル B (再選可能な 4 年任期の非常任 8 議席、現行非常任 1 議席の拡大)、あるいはいずれかのモデルを基礎とするその他の提案を加盟国が検討するよう勧告した。

事務総長らが積極的に行動する一方、2004 年 9 月には、従来存在したイタリア・パキスタンなどの「コンセンサスのための結集 (Uniting for Peace : UFC/UfC) ¹⁸」に対抗する形で、ブラジル・ドイツ・インド・日本が常任・非常任両議席双方の拡大を通じた安保理改革の実現を推進する母体として G4 を結成する。また、アフリカ諸国は 2005 年 3 月、アフリカ連合 (African Union : AU) の閣僚執行理事会において「提案された国連改革に対するアフリカ共

¹⁴ United Nations Open-ended Working Group on the Question of Equitable Representation on and Increase in the Membership of the Security Council and Other Matters Related to the Security Council. (1997). Report of the Open-ended Working Group on the Question of Equitable Representation on and Increase in the Membership of the Security Council and Other Matters Related to the Security Council.

¹⁵ アメリカがイラクの大量破壊兵器所持を疑い、武力措置を示唆したのにそれに対して仏・中・露と非常任理事国は非軍事的措置を示唆。アメリカの強行採決に対してフランスが拒否権行使を示唆したため、米英らは安保理の明確な許可なしに武力行使を開始した。

¹⁶ United Nations High Level Panel on Threats, Challenges and Change. (2004). A more secure world - Our shared responsibility – Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change.

¹⁷ Annan, K. (2005). In larger freedom: towards development, security and human rights for all: report of the Secretary-General.

¹⁸ 通称「コーヒー・グループ」

通の立場：エズルウィニ・コンセンサス（The Common African Position on the Proposed Reform of the United Nations : “The Ezulwini Consensus”）」を採択し、アフリカとして共通の立場を明示した。

2005 年 7 月には G4、UFC、AU がそれぞれ改革に関する案を提出した¹⁹が、いずれも採決されず廃案となった。9 月には世界サミットが開催され、その成果文書²⁰には、安保理の効率性及び正当性ならびに決定事項の実効性をさらに高めるための早期の安保理改革を支持すること、改革の進展を年末までに再検討するよう総会に要請することなどが盛り込まれた。

2006 年 3 月にはコスタリカ・ヨルダン・リヒテンシュタイン・シンガポール・スイスの 5 か国（Small Five States : S5）が安保理の作業方法の改善という透明性を内容とする決議案²¹を提出した。このほかにも第 60 会期ではいくつもの決議案が提出されたが、いずれも公式本会議での提案理由説明に至らず、従って採決もされていない。

第 61 会期では各国が積極的に安保理改革について議論を行った。OEWG の議論を踏まえて 20 か国が政府間交渉の開始と 2007 年までの改革を目指すことを提案して決議案を提出した²²。これを受けて 2007 年の第 62 会期では政府間交渉に関する議論が重要な論点となり、会期を通して盛んに議論が行われた。会期の終了直前まで調整は難航したものの、最終的に妥協案がまとまり、2009 年 2 月までに政府間交渉(Inter-Governmental Negotiations: IGN)を開始するとの勧告を含む OEWG の報告書が総会本会議で審議され、これを受けて決定 62/557²³が本会議において無投票採択された。

¹⁹ それぞれのグループが提出した決議案は次の通りである。

G4 : A/59/L.64(<https://digitallibrary.un.org/record/552665?v=pdf>)

AU : A/59/L.67(<https://digitallibrary.un.org/record/553252?v=pdf>)

UFC : A/59/L.68(<https://digitallibrary.un.org/record/553853?v=pdf>)

²⁰ A/RES/60/1

²¹ A/60/L.69

²² ここで提出された決議案（A/61/L.69）の名前から「L69」と呼ばれるグループが誕生し、現在は 42 か国が所属している。

²³ A/62/49(Vol.III)所収。英語版では 106-107 頁に記載。

決定 62/557 によれば、IGN の基礎は以下の三つである。

1. 加盟国、地域グループ及びその他の加盟国グループの立場及び提案
2. 5 つの主要な問題：メンバーシップのカテゴリー、拒否権の問題、地域代表、拡大された安全保障理事会のサイズ及び理事会の作業方法、理事会と総会との関係
3. 以下の文書：第 61 回総会期間中のオープンエンド作業部会の作業報告、決定 61/561 及び第 62 回総会期間中のオープンエンド作業部会の作業報告

これを受けて第 63 会期では交渉の枠組み及びモダリティに関して、OEWG が数回開催された。2009 年 2 月 19 日から国連総会の非公式会合として始まった IGN は、上記の 3 つの基礎のもとに現在に至るまで何度も開催されている。

3.3 議論の停滞と現在：2010 年代から現在

2005 年の世界サミットを境に停滞し始めた安保理改革に関する議論は、総会本会議では目立った決議として具体化されず、毎年 1-2 つの「決定（Decisions）」を採択するにとどまっているが、IGN に交渉の場を移し継続されている。

2010 年には、B.オバマ米大統領がインドの常任理事国入りを支持した²⁴。それまでアメリカは日本の常任理事国入りは支持していたものの、G4 というグループの常任理事国入りを支持していた訳ではなかった。これはアメリカが日本以外の国の常任理事国入りを公式に表明した初めての出来事であった。次いで 2011 年におこった「アラブの春」によって中東、北アフリカ地域は政治的に不安定化、安全保障理事会における地域代表性に関する議論が再燃した。

2015 年には 5 月それまでの IGN を踏まえ、およそ 120 か国の立場について取りまとめた枠組み文書（The Framework Document）²⁵が総会議長の名で公開されたほか、2015 年 9 月に

²⁴ The White House Office of the Press Secretary. (2010). Remarks by the President to the Joint Session of the Indian Parliament in New Delhi, India. National Archives.

²⁵ Permanent Mission of Jamaica to the United Nations. (2015). Framework Document.

全会一致で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）²⁶には、目標 16「平和と公正をすべての人に」が、そしてそのターゲットには「グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する」がそれぞれ盛り込まれた。次いで 2016 年には安保理改革についての主要な一致点のみをまとめた「エレメンツ・ペーパー²⁷」が配布され、「枠組み文書」と合わせて以後の改革にとって重要な指針となっている²⁸。

2020 年代にはいると、COVID-19 のパンデミックによりオンライン会議へ移行した安保理では手続き上の問題や透明性の欠如が露呈した。また、発展途上国がこのパンデミックの影響をより受けたということからこの世界的な危機に立ち向かう機関としてより代表性と民主的な構造を持つべきであるという声が高まった。

2022 年にはウクライナ侵攻が発生し、2023 年にはイスラエル・ガザ紛争が起こるが、この間にも「エレメンツ・ペーパー」及び「枠組み文書」などを受けて、2022 年には第 76 会期を受けて、2023 年には第 77 会期を受けてそれぞれ改訂文書が提出された。この流れは 2024 年にも続き、4 月 24 日に第 78 会期版の文書²⁹が IGN 共同議長の名で配布されている。また、9 月には「未来サミット（Summit of the Future）」³⁰の開催が予定されている。この未来サミットに向けて公表された「私たちの共通の課題」の政策 9「新しい平和への課題」においては安保理改革への記述がある³¹。

²⁶ A/RES/70/1 (<https://digitallibrary.un.org/record/3923923?v=pdf>)

²⁷ Représentation permanente du Luxembourg auprès des Nations Unies à New York. (2016). Elements of convergence on two of the five key issues of Security Council reform, namely “the relationship between the Council and the General Assembly”, and “size of an enlarged Security Council and working methods of the Council”.

²⁸ これらを受けて、2017 年には共同議長ペーパー（Co-Chair’s Paper）が配布され、これは 2018、19 年と改訂された。

²⁹ Permanent Mission of States of Kuwait to the United Nations New York & Permanent Mission of Austria to the United Nations New York. (2024). Revised Co-Chairs' Elements Paper on Convergences and Divergences on the question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and related matters.

³⁰ United Nations. (n.d.). Summit of the Future. <https://www.un.org/en/summit-of-the-future>

³¹ United Nations Department of Political and Peacebuilding Affairs. (2023). A New Agenda for Peace. p.30.

第四章：論点解説

4.1 安全保障理事会の議席拡大について

本項では、大論点1で取り扱う内容について概説する。以下の説明をもとに、担当国がどのような立場を取るか調べながら会議への準備に臨んでほしい。

安全保障理事会の非常任理事国議席の拡大について

安保理改革という課題にとって、議席数の更改に関する問題は常に議論の中心であり続けてきた。実際、第四章で確認したように、2005年の世界サミット前後での安保理改革議論においては、常任理事国・非常任理事国両方の議席を拡大する機運が高まった。

これまでの議論から明らかなように、安保理改革にとっての議席拡大とは常任理事国・非常任理事国それぞれの議席の拡大を意味するが、常任理事国の議席拡大についてはG4・AU・カリブ共同体（Caribbean Community：CARICOM）³²・L69がそれぞれ拡大を支持する一方、UFCは反対を続けている。

ゆえに今会議の大論点1で扱うのは非常任理事国の拡大についてであり、常任理事国の拡大についての議論は、今会議においては傍論であることに留意されたい。

さて、現在有力な理事国の議席拡大案³³には、以下のようなものがある。

1 G4提案：G4は、新たな常任理事国も含む広範な改革の一環として非常任理事国の数を増やすことを提案している。提案では非常任理事国の議席が4,5席追加されることになり、その内訳は以下のとおりである。

- アフリカ（1または2議席）

³² 元々は地域共同体であったが、2000年代以後安保理改革に対しての結束を強めている。

³³ なお、常任理事国議席の拡大が提示されている場合でも、これを省略した。

- アジア太平洋（1 議席）
- 東ヨーロッパ（1 議席）
- GRULAC（1 議席）

2 AU 提案：アフリカ連合グループは、公平な代表を確保するために、アフリカの 2 議席を含む合計 5 議席の非常任理事国拡大を提案した。（残りの構成は G4 提案に同じ）この提案は、公平な地理的分布というより広範な目標に沿ったものであると説明される。

3 CARICOM・L69 提案：カリブ共同体及び L69 は共通の立場から非常任理事国の拡大を提案している³⁴。その提案は合計 6 議席を追加するもので、構成は以下のとおりである。

- アフリカ（2 議席）
- アジア太平洋（1 議席）
- 東ヨーロッパ（1 議席）
- GRULAC（1 議席）
- 小島嶼開発途上国³⁵（1 議席）

4 UFC 提案：UFC グループは一貫して常任理事国の拡大に反対しながらも、非常任理事国については新たなカテゴリ（より長期の任期を持つ議席）³⁶の創出に言及しつつ、全体としては以下の構成により合計 11 議席以下の拡大を提案している。

- アフリカ（3 議席）
- アジア太平洋（2 議席）
- 東ヨーロッパ（2 議席）
- GRULAC（2 議席）
- 小島嶼開発途上国（1 議席）

³⁴ 実際には、L69 の主張が CARICOM に継承されたという側面が大きい。

³⁵ Small Island Developing States : SIDS と呼ばれる

³⁶ Ministero degli Affari Esteri e della Cooperazione Internazionale. (2023). Joint Press release of the “Uniting for Consensus” Group

● WEOG（2 議席）

このように、いずれのグループも非常任理事国の議席拡大を提案していることから、非常任理事国議席拡大それ自体に対する支持は、一般に相当高いといっていよう。

しかし、多くの国が拡大には賛成するものの、その実際には構成と拡大議席数から対立があるのも事実である。ここでは「地理的な代表性」、「効率」という二つの観点からの対立を解説する。

地理的な代表性という観点では、公平な地理的分布を確保することが主要な考慮事項である。アフリカ、アジア太平洋、東ヨーロッパ、GRULAC、WEOG の 5 つの地域グループがいずれも追加の地域代表を求めているほか、SIDS など地域にとらわれないグループも登場しているが、現状いずれの改革案に則って考えても、これらグループの要求を完全に満たす改正をするのは難しい。

また、より代表的な理事会の必要性和意思決定の効率性を維持する必要性のバランスをとることが重要な課題である。たとえ非常任理事国という相対的に権限の小さい議席の拡大であったとしても、全てのグループの要求を取り入れる形で大幅に拡大が行われれば、理事会が迅速かつ効果的に行動する能力が低下する可能性は十分に考慮してほしい。また、本論点の議論は、次の小論点 2 と密接な関係にある。

今後の作業計画について

本論点では、小論点 1 で議論した内容をより具体的なプランに落とし込んでもらう。安保理の理事国、とくに非常任理事国の議席拡大に関するアイデアをどのように実現するか議論することを想定している。その上で手続き的に考慮してほしいことは以下の 2 点である。

1 国連憲章の改正プロセス

国連憲章は、その改正のために国連加盟国の 3 分の 2 以上の賛成を得ることが必要である。
より具体的には以下の第 108 条がこれを定めている。

第 108 条

この憲章の改正は、総会の構成国の 3 分の 2 の多数で採択され、且つ、安全保障理事会のすべての常任理事国を含む国際連合加盟国の 3 分の 2 によって各自の憲法上の手続に従って批准された時に、すべての国際連合加盟国に対して効力を生ずる。

Article 108

Amendments to the present Charter shall come into force for all Members of the United Nations when they have been adopted by a vote of two thirds of the members of the General Assembly and ratified in accordance with their respective constitutional processes by two thirds of the Members of the United Nations, including all the permanent members of the Security Council.

現在は国連憲章の改正案が総会又は全体会議で 3 分の 2 の多数で採択されるという状況にないし、常任理事国の拡大を主張する G4・AU・CARICOM・L69 の提案国すべてを合わせても 3 分の 2 には及ばない。改正プロセスの観点からいえば、安保理改革はその最初の一步すら踏み出すことができていない。

また、これらの改革案について米・露・中は消極的な態度を崩していない。つまり、3 分の 2 の壁を総会で乗り越えたとしても、安保理の審議でさらに大きな壁が存在することになる。さらに 1960 年代に議席の拡大が実現した際の改正までの道のりを考慮すれば、改正論議が総会の重要な論点となってからも多くの時間がかかることも想定されうる。

これらの事実を踏まえた上で、今会議では何についてまで合意するのか、また今会議以後どのように合意を積み重ね改正を実現しようとしているのか、といった問いについては十分な検討が必要である。

2 国連 80 周年

1945 年に誕生した国連は、2025 年には 80 周年を迎える。2005 年の国連 60 周年という節目で安保理改革の議論が盛んになったことを考えても、このような節目のタイミングは国連

そのものにとって非常に大きな意義を持つ。今回も前述の未来サミットをはじめとして多くのイニシアチブが進行中である中、80 周年の節目の年にどのような進歩を生むのかは国際社会からの注目が集まっているといっている。

他にも、より長期的に安保理改革を捉える視点も存在する。現在の議論停滞から抜け出すためには、（常任理事国の議席拡大を含めた）一段階の抜本的改革ではなく、二段階の改革によって国連創立 100 周年に間に合わせるという提案³⁷も存在する。

このような手続的な観点をもとにしつつ、議席の拡大についての長期的な作業計画の策定に取り組むことが求められている。

4.2 安全保障理事会の作業方法の改善について

本項では、大論点 2 で取り扱う内容について概説する。以下の説明をもとに、担当国がどのような立場を取るか調べながら会議への準備に臨んでほしい。

安全保障理事会会合の透明性・開放性の拡大について

既に論じられているように、安全保障理事会はその作業手続きの不透明性・閉鎖性を指摘されてきた。本論点では、作業の透明性・開放性をいかに担保し、開放性を拡大するべきかを議論していただく。

現在の安保理の透明性・開放性は、主に以下の二つの点において問題視されている。

- 1 非理事国が議論内容を知りえないこと
- 2 非常任理事国が安保理の意思決定に深く関与することができないこと

以下、この問題点の原因となっている安保理の意思決定プロセスについて紹介する。

³⁷ 竹内俊隆・神余隆博編著. (2022). 『国連安保理改革を考える』. 東信堂. 300-301 頁.

安保理の意思決定プロセスは主に二段階の議論によって構成される。まず、非公式協議と呼ばれる場において、後に公式会合にて採択される決議案が作成される。同盟国であるイギリス・アメリカが中心となって案を作成し、中立的な立場をとることが多いフランスに打診し、その後意見が対立することの多い中国・ロシアに持ち掛けることが多い。後の公式会合では拒否権をもつ五大国が合意した決議案が提出されるため、実質的な議論がなされることは少なく、形式的な会合となっていることが多い。

非公式協議は非公開の議論であるため、非理事国はその作業内容や議論変遷を知ることができない。また、拒否権という強い権限を持つ五大国を中心に議論が進められているため、非常任理事国であっても意思決定に深くかかわることができないという問題がある。

透明性・開放性の向上は、議席拡大などの論点に比べて重視されない傾向にある。しかし、他の論点に比べグループ間の対立が少ないことも事実であり、実際に後述するアリア・フォーミュラ会合など新たなアイデアが実現してきた。透明性向上に注力してきた S5 が解散し³⁸ 新たに「説明責任・一貫性・透明性グループ（Accountability, Coherence and Transparency Group : ACT）」が誕生したほかは、いずれも主張が特段の変化をへていない。

さらに、他の論点に比べ改革の可能性がより開かれていることは注目に値するだろう。開放性に関する例としては、ベネズエラのアリア大使の個人的努力によって実現され、慣例となったアリア・フォーミュラ会合があげられる。アリア・フォーミュラ会合は、安保理の閉鎖された非公式的な議論を開放するため安保理が個人や関係国の大使、非政府組織などが安保理理事国と協議できる場である。この会合の導入が成功した背景には、安保理の性質である「慣例化」があったと言われる。小論点 2 で後述するように、透明性向上の論点においては改革に伴う国連憲章や手続き規則の改正を必要としないケースが多い。そのため、安保理の中で慣例として少しずつ勢力をつけていくことが改革につながると指摘されている³⁹。

³⁸ 竹内ほか・前掲注(37). 293 頁

³⁹ Hawkins, V. (1999). 「国連安全保障理事会の改革 一透明性と開放性を重視すべき一」. 国際公共政策研究, 4(1), 402.

今後の作業計画について

本論点では、小論点 1 で議論した内容を実際の安保理の作業方法に反映させていくために、より具体的なプランに落とし込んでもらう。安保理の透明性・開放性拡大のためのアイデアをどのように実現するか議論することを想定している。透明性・開放性向上のプロセスは議席数の問題とは異なり、部分的には国連憲章または安保理仮手続規則⁴⁰の改正をまずとも可能である。一方で抜本的な改革を望むのであれば、それには安保理仮手続規則または憲章の改正が必要となる場合も考えられるところ、今後の作業計画が憲章の改正を伴うか否かは、改革の内容次第であるといっていよい。このように、今後の作業が憲章・規則の改正を伴うのかどうかについて十分に検討した上で、さらに大論点 1 同様、実現可能性などを考慮して、どのように改革案を具体化し実行していくかについて議論を進める必要がある。

安保理の作業方法については、これまで出された改革案に共通する事項として、既存の規則の履行やより頻繁な実施を求めるものや、慣行の制度化を求めるものが多いほか、安保理理事国のニーズに合わせた部分的・一時的な改革を求めるケースもみられる。例えば、1994 年にブラジルが提案した非公式協議の日程の公開は、英国との協議・妥協の結果、条件付きではあるが国連ジャーナルに掲載されるようになった。このように、透明性の向上は他の争点に比べ常任理事国との協議や部分的変更が容易であるといえよう。また、傍論ではあるが、IGN の作業自体も透明性の担保が進み、第 78 会期の政府間交渉からは非公式会合がウェブキャストで配信されるようになり、IGN についてのポータルサイト⁴¹も誕生した。

しかし、部分的な改革が可能であるからこそ、その優先度について対立が起きていることも事実である。例えば、G4 などは包括的に議席拡大と同時に透明性向上に取り組むべきで

⁴⁰ 英語では“Provisional Rules of Procedure”であり、会議の手続きに関する規則をまとめたもの。日本語版は国連広報センター. (n.d.). 「安全保障理事会の仮手続規則」を参照のこと。

⁴¹ <https://www.un.org/en/ga/screform/>

あると主張しているのに対し、アメリカなどは議席拡大問題を解決してから透明性向上に着手すべきであると主張している。

このように、安保理の作業方法については、議席の拡大と比較すると部分的な改革が可能であり、実際に改革は漸進的に行われてきた。また各国の妥協の余地が比較的広い一方で、作業方法とその他の改革との間及び作業方法内でも優先度合いは各国により異なる。常任理事国の反対や他の論点についての利益も勘案した上で、今会議の帰結が自国にとってどのようなものであるかを考えることが求められている。

4.3 アウトオブアジェンダ

本節では、アウトオブアジェンダ（今会議で議論の対象としないトピック）について解説する。すべて公式討議内での言及程度は可能だが、これをアジェンダに時間を割くことについては会議監督判断で適宜議論をやめさせることがある。会議準備を開始する前に確実に把握しておいてほしい。

- 1 総会本会合のマンデートを超越する議論
- 2 基準日以降の情報をを用いた議論
- 3 過度に専門性の高い議論
- 4 投票力に関する指数についての高度に数学的な議論
- 5 その他フロントが不適切と認めたもの

第五章 会議準備の手引き

本章では、会議準備をするにあたって特に留意してほしい事項や、今後リサーチを進める際に特に有益と思われる資料について記載している。会議参加についての重要な事項も含まれているので、ぜひ丹念に読み込まれたい。

5.1 国益を考えるにあたって

諸君の中には、これまでの模擬国連会議においても「安保理改革」について議論したことがあるという方もおられよう。しかし、この会議はまさに現在の安保理改革の議論状況を反映したものとなるであろうところ、会議準備においては現在の国際社会における種々の事項に関して検討を加えることが要求されている。

本書にこれまで記載の通り、現在の安保理改革議論は総会においてはほぼ停滞し、政府間交渉に議論の舞台を移している。今回の設定議場は国連総会本会議であり、参加者諸君はまさに停滞の中心において議論することになる。ところで、国連はいま、具体的な改革案それ自体を可決し改革に向かってすぐに走り出せる状態にあるのだろうか。あるとすれば、なぜこれまで走り出してこなかったのだろうか。

上記の問いから理解できるように、今会議は抜本的な改革案を決議することを必ずしも要求していない。国際社会を現実的に捉える限りにおいては、今会議の帰結もまた「停滞」の一部を構成することすら考えられる。このような状況の中における各国の利益とはどのようなものか。深く考えていただきたい。

また、安保理改革の議論は常に未来に開かれている。議席拡大や作業方法の改善に関する過去の（部分的な）改革の歴史を参照しても、各国の継続した努力が結実した例は少なくない。この会議において各国の長期的な利益が十分に達成されないことを一概に悲観する必要

もない。参加者諸君は、各国の利益がいつ達成されるべきか、そのためにどう行動するべきかについて、短期的視点と長期的視点を混同することなく熟考されたい。

5.2 有益な資料

この章の後に記されている参考文献のうち、会議準備の過程で役立つ資料を紹介する。

【書籍】

竹内俊隆・神余隆博編著. (2022). 『国連安保理改革を考える』. 東信堂.

→近年の安保理改革について日本語でまとめた貴重な一冊。一部きわめて高度な内容も含まれているので、全てを読み通す必要はないと思われる。

【ウェブサイト】

United Nations. (n.d.). *Security Council Reform*. <https://www.un.org/en/ga/screform/>

近年の安保理改革について、政府間交渉の経緯についてまとめられているほか、過去交渉のウェブキャストも配信されている。

外務省 HP および担当国の外交を管轄する行政機関の HP 等

→担当国の外交関係を知る上で必須となる。外務省 HP は簡潔にまとめられているため、外交関係の理解の導入に用い、その後担当国の外交管轄機関の HP で情報を収集すると良いだろう。ここにおいては、各国のページは各国の主観に基づいて構成されていることには十分注意されたい。

また、過去の国連における決議・決定・その他文書などもリサーチにあたり大いに参考になるだろう。過去の国連文書については、脚注のリンクから遷移できる”United Nations Digital Library”に網羅的に格納されているので、そこからリサーチを広げるのもよい。脚注に挙げた文書のうち、直近の議論交渉を反映したものについては一読を強く推奨する。

参考文献

以下に参考文献の一覧を挙げる。掲載している文献のうち、書籍を除くいずれの資料もオンラインかつ無料でアクセスが可能である。

1 書籍

明石康. (2006). 『国際連合一軌跡と展望』. 岩波書店

岩沢雄司. (2020). 『国際法』. 東京大学出版会

小林義久. (2022). 『国連安保理とウクライナ侵攻』. 筑摩書房.

竹内俊隆・神余隆博編著. (2022). 『国連安保理改革を考える』. 東信堂.

プレ・コット編. (1993). 『コマンテール国際連合憲章』 (中原喜一郎・斎藤恵彦監訳). 東京書籍

2 論文など

加藤俊作. (1977). 「国連憲章の再検討と改正」 法學研究, 50(12), 71-94.

https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0071

木花和仁. (2008). 「国連安保理決議の法的効果 —拘束的效果と許容的效果に関する解釈論的試論—」. <https://www.pp.u-tokyo.ac.jp/graspp-old/courses/2008/50010/documents/50010-1.pdf>

国際連合広報センター. (2024). 「未来サミット 2024：それは何をもたらすのか」.

https://www.unic.or.jp/files/our-common-agenda-summit-of-the-future-what-would-it-deliver_J.pdf

国際連合広報センター. (n.d.). 「安全保障理事会の仮手続規則」.

https://www.unic.or.jp/files/s_96_rev7.pdf

国際連合広報センター. (n.d.). 「国連憲章テキスト」.

https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/

国立国会図書館 外交防衛調査室・課. (2004). 「国連安保理決議に基づく多国籍軍の「指揮権」規定とその実態」調査と情報, 453.

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000734_po_0453.pdf?contentNo=1

国立国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛課. (2005). 「国連安全保障理事会の拒否権 — 安保理改革問題に関連して —」調査と情報, 463.

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000723_po_0463.pdf?contentNo=1

国立国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛課. (2023). 「ロシアによるウクライナ侵攻と国際法(上) 一国連の枠組みを通じた対応」調査と情報, 1229.

<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12767598>

佐原徹哉. (2024). 「イスラエルのガザ侵攻とリベラリズム」国際武器移転史, 17, 25-49.

https://meiji.repo.nii.ac.jp/record/2000580/files/kokusaibukiitenshi_17_25.pdf

都築正泰. (2011). 「国連安保理による作業方法改善の動向 — 安保理議長ノート 507

(S/2006/507) 改訂を題材に —」外務省調査月報 2011(4), 33-60.

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/11_4_2.pdf

Hawkins, V. (1999). 「国連安全保障理事会の改革 — 透明性と開放性を重視すべき —」. 国際公共政策研究, 4(1), 385–402. https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/9561/5-23_n.pdf

Annan, K. (2005). *In larger freedom : towards development, security and human rights for all : report of the Secretary-General*. <https://digitallibrary.un.org/record/543857?v=pdf>

Patrick, S. (Ed.). (2023). *UN Security Council Reform: What the World Thinks*. Carnegie Endowment for International Peace. <https://carnegieendowment.org/research/2023/06/un-security-council-reform-what-the-world-thinks>

Permanent Mission of Saint Vincent and the Grenadines to the United Nations. (2018). *Handbook on Security council reform: 25 years of Deliberations*.

https://pminewyork.gov.in/pdf/menu/pdf/L69InteractiveHandBook_11feb.pdf

Permanent Mission of States of Kuwait to the United Nations New York & Permanent Mission of Austria to the United Nations New York. (2024). *Revised Co-Chairs' Elements Paper on Convergences and Divergences on the question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and related matters*.

<https://www.un.org/en/ga/screform/78/pdf/2024-04-29-cochairs-revised-elements-paper.pdf>

Permanent Mission of Jamaica to the United Nations. (2015). *Framework Document*.

<https://www.un.org/en/ga/screform/69/pdf/2015-05-13-pga-technical-amendments.pdf>

Représentation permanente du Luxembourg auprès des Nations Unies à New York. (2016). *Elements of convergence on two of the five key issues of Security Council reform, namely “the relationship between the Council and the General Assembly”, and “size of an enlarged Security Council and working methods of the Council”*. <https://www.un.org/en/ga/screform/70/pdf/2016-07-12-pga-elements-convergence.pdf>

United Nations Department of Political and Peacebuilding Affairs. (2023). *A New Agenda for Peace*. <https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/our-common-agenda-policy-brief-new-agenda-for-peace-en.pdf>

United Nations High Level Panel on Threats, Challenges and Change. (2004). *A more secure world - Our shared responsibility – Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change*. https://www.un.org/peacebuilding/sites/www.un.org.peacebuilding/files/documents/hlp_more_secure_world.pdf

United Nations Open-ended Working Group on the Question of Equitable Representation on and Increase in the Membership of the Security Council and Other Matters Related to the Security Council. (1997). *Report of the Open-ended Working Group on the Question of Equitable Representation on and Increase in the Membership of the Security Council and Other Matters Related to the Security Council*. <https://digitallibrary.un.org/record/242795?v=pdf>

3 議題解説書

グローバル・クラスルーム日本委員会. (2010). 「第四回全日本高校模擬国連大会 議題概説書 (Background Guide)」. <https://jcg-c-mun.org/wp-content/uploads/2019/05/%E7%AC%AC4%E5%9B%9E%E5%BC%882010%E5%BC%89-1.pdf>

4 国連決議

本文及び脚注に挙げたもの

5 ウェブページ

外務省. (2009). 「政府間交渉開始までの安保理改革の経緯 (詳細)」. https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/kaikaku.html

外務省. (2022). 「安保理改革の経緯と現状」. https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/kaikaku2.html

国際連合日本政府代表部. (n.d.). 「安保理改革の必要性」. https://www.un.emb-japan.go.jp/jp/topics/security_council_reform_before_change.html

国際連合広報センター. (n.d.). 「任務と権限」. https://www.unic.or.jp/info/un/un_organization/ga/functions_powers/

島本佳奈. (2024). 「外交・安全保障 第16回：イスラエル・ガザ紛争に応える国連」. 三菱総合研究所. <https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20240626.html>

中野 健司. (2009). 「総会緊急特別会期という制度」. 東京財団政策研究所. <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=1843>

Ministero degli Affari Esteri e della Cooperazione Internazionale. (2023). *Joint Press release of the “Uniting for Consensus” Group* https://www.esteri.it/it/sala_stampa/archivionotizie/comunicati/2023/03/joint-press-release-of-the-uniting-for-consensus-group/

Taylor, W. & Rupert, J. (2022). *The Ukraine War Escalates Demands to Reform the United Nations*. United States Institute of Peace. <https://www.usip.org/publications/2022/04/ukraine-war-escalates-demands-reform-united-nations>

The White House Office of the Press Secretary. (2010). *Remarks by the President to the Joint Session of the Indian Parliament in New Delhi, India*. National Archives. <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2010/11/08/remarks-president-joint-session-indian-parliament-new-delhi-india>

Tomuschat, C. (n.d.) *Uniting for Peace General Assembly resolution 377 (V) : Introduction Note*. Audiovisual Library of International Law. <https://legal.un.org/avl/ha/ufp/ufp.html>

United Nations. (2011). *Citing ‘Shifting Sands’, General Assembly President Says Future Generations Will Hold Member States Accountable for Their Response to Current Challenges*. Meetings Coverage and Press Releases. <https://press.un.org/en/2011/ga11203.doc.htm>

United Nations. (2013). *With World Beset by Unprecedented ‘Series of Ruptures’, General Assembly President Urges Member States to Show ‘Tenacity of Purpose, Will to Overcome Differences’*. Meetings Coverage and Press Releases. <https://press.un.org/en/2013/ga11336.doc.htm>

United Nations. (2017). *Negotiations on Security Council Reform Must Remain Transparent, Member State-Driven, Delegates Tell General Assembly*. Meetings Coverage and Press Releases. <https://press.un.org/en/2017/ga11970.doc.htm>

United Nations. (2022). *General Assembly Holds First-Ever Debate on Historic Veto Resolution, Adopts Texts on Infrastructure, National Reviews, Council of Europe Cooperation*. Meetings Coverage and Press Releases. <https://press.un.org/en/2023/ga12500.doc.htm>

United Nations. (n.d.). *Provisional Rules of Procedure (S/96/Rev.7)*. <https://main.un.org/securitycouncil/en/content/provisional-rules-procedure>

United Nations. (n.d.). *Security Council Reform*. <https://www.un.org/en/ga/screform/>

United Nations. (n.d.). *Summit of the Future*. <https://www.un.org/en/summit-of-the-future>

외교부 (n.d.). *Overview: ROK-UN Relations*. https://www.mofa.go.kr/eng/wpge/m_5460/contents.do

議題概説書の取扱いについて

グローバル・クラスルーム日本協会は、知的財産である議題概説書(以下 BG)の取扱いに関して、以下のように定める。

- 本 BG の著作権は、作成者たる会議監督に帰属することを確認する。
- 本 BG を用いた学校間での練習会議は、本大会終了まで禁止する。本大会終了後は、学校内および学校間での練習会議に本 BG を用いる、あるいは参考にすることを許可する。本 BG を別の会議の BG 作成等に利用する場合は、出典として適切に明記することを要求する。
- 本 BG を特別な用途で用いる場合は、作成者たる会議監督あるいはグローバル・クラスルーム日本協会に確認をとることを要求する。

